

名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求差戻し異議審決定に対する抗議声明

本年5月25日、名古屋高等裁判所刑事第2部（下山保男裁判長）は、奥西勝氏に係る名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求の差戻し異議審につき、不当にも検察官の異議申立をいれ、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する旨決定した。

名張毒ぶどう酒事件は、1961年に三重県名張市で発生した、農薬が混入されたぶどう酒を飲んだ女性5名が死亡し、12名が傷害を負った事件である。奥西氏は一審で無罪となったものの控訴審で逆転死刑判決を受けるという異例の経過をたどり、その後、最高裁判所で上告が棄却され、死刑判決が確定していた。自由法曹団は、日本国民救援会等と共同して、署名活動、最高裁判所要請活動を行うなど、奥西氏の救済のため支援を行ってきた。

第7次再審請求の請求審において、弁護団は、確定判決が奥西氏が犯行に使用したと認定した農薬ニッカリン T を入手し分析した結果、本件犯行に使用された毒物が、ニッカリン T とは異なる農薬である可能性が極めて高いことを結論づける専門科の科学鑑定を新証拠として提出した。

2005年4月、名古屋高等裁判所刑事第一部（小出鋤一裁判長）は新証拠の新規・明白性を認め、再審開始を決定したが、検察官の異議申立が行われ、2006年12月、異議審である名古屋高等裁判所刑事第2部（門野博裁判長）は、極めて非科学的な論拠により新証拠の明白性を否定し、再審開始決定を取り消した。特別抗告審たる最高裁は、2010年4月、異議審決定に対し「科学的知見に基づく検討をしたとはいえ、その推論過程に誤りがある疑いがある」として、これを取消して毒物問題の審理を尽くすことを求め、名古屋高等裁判所に事件を差し戻した。

今回の差戻し異議審決定（以下「本決定」という。）は、新証拠によって生じた疑問が解消されていないにもかかわらず、検察官も主張しておらず、鑑定人さえ言及していない独自の推論を行うという極めて不当な論法をもって、再審請求を棄却した。本決定は、最高裁判所が求めた科学的知見に基づく検討を放棄し、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に反し請求人側に無罪の立証責任を転嫁するものであり到底許されるものではない。

新証拠の証拠価値を正當に判断すれば、奥西氏が犯人であることについて重大な疑いが生じていることは明らかである。また、奥西氏が86歳という高齢であることから、再審は直ちに開始されなければならない。

自由法曹団は、この不当決定に対して強く抗議するとともに、特別抗告審において本決定が取り消され、再審開始が決定されることを強く求めるものである。

2012年6月21日

自由法曹団
団長 篠原 義仁